

令和 6 年度

関東支社管内整備効果検討業務

特記仕様書
(案)

令和 6 年 4 月

東日本高速道路株式会社
関 東 支 社

第1章 総則

1－1 調査等概要

1－1－1 調査等名 令和6年度 関東支社管内整備効果検討業務

1－1－2 道路名 関越自動車道（練馬IC～水上IC）

第三京浜道路（玉川IC～保土ヶ谷IC）

横浜新道（保土ヶ谷IC～終点、新保土ヶ谷IC～狩場IC）

1－1－3 施行箇所 東日本高速道路株式会社 関東支社管内

1－1－4 主な履行内容

内訳書の項目	単位	数量	備考
整備効果資料作成 整備効果資料作成A	式	1	
整備効果資料作成 整備効果資料作成B	式	1	
整備効果資料作成 経済波及効果分析B	式	1	
打合せ	式	1	

1－2 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和5年7月版とする。

1－3 管理技術者の経験及び資格

1－3－1 管理技術者の経験

管理技術者の経験については、当該業務の入札公告（説明書）に示すとおりとする。

1－3－2 管理技術者の資格要件

共通仕様書1－7－1「管理技術者の資格要件」については、共通仕様書によらず、当該業務の入札公告（説明書）に示すとおりとする。

1－4 配置技術者

共通仕様書1－1の規定によらず、次のとおりとする。

当該業務にかかる入札前の競争参加資格申請書、参加表明書または技術提案書（以下「参加表明書等」という。）を発注者に提出した調査等にあたっては、管理技術者、現場作業責任者または照査技術者は、参加表明書等の「配置予定管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者の経験及び能力の資格・実績等、成績等の記載欄」に記載した者を原則として契約期間中配置しなければならない。なお、死亡、傷病、退職、出産、育児等やむを得ない理由に

より、配置することが困難となった場合は、その理由及び別に配置する技術者の氏名、資格及び業務経験等を記載した書面を付して監督員の承諾を得なければならない。なお、監督員の承諾を得て新たに配置する技術者は、原則として下記の要件を満足する者でなければならない。

(1) 当該業務の入札公告（説明書）に示す「管理技術者、現場作業責任者、または照査技術者に求めた資格及び業務経験」と同等以上の資格及び業務経験を有する者。

ただし、入札手続にプロポーザル方式及び総合評価落札方式が適用された調査等にあたっては、参加表明書等に記載した各配置予定技術者について、評価結果と同等以上の資格及び業務経験を有する者。

(2) 手持ち業務が当該業務の入札公告（説明書）で示されている場合は、手持ち業務件数及び金額を超えない者。

1－5 資料の貸与

共通仕様書1－15－1「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。

なお、貸与予定日までに成果品を貸与できない場合の取扱いは監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。

貸与資料	貸与予定日	備考
IC間断面交通量、IC出入交通量データ（営業データ）	契約締結後	電子データ
IC間断面交通量（トライフィックカウンターデータ）	契約締結後	電子データ

※監督員が貸与資料の返却を求めた場合は、速やかに返却するものとする。

1－6 部分使用

共通仕様書1－35「部分使用」の規定に基づき部分使用を請求する内容及び使用時期は下表のとおりとする。

種 別	内 容	部分使用予定時期
整備効果資料作成A	関越自動車道の整備効果資料	令和7年7月末
整備効果資料作成B	第三京浜道路・横浜新道の整備効果資料	令和7年10月末
経済波及効果分析B	第三京浜道路・横浜新道の経済波及効果の算出・分析・整理	令和7年10月末

1－7 計画工程表

1－7－1 計画工程表の記載事項

共通仕様書1－14－1「作業計画書の提出」（2）に示す作業計画書中の計画工程表の作成にあたっては、下記の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者とで協議の上変更することができるものとする。

計画工程表は本特記仕様書1－5「資料の貸与」に示す資料の貸与時期、共通仕様書1－

9－3 「照査の実施」に基づく照査の実施時期、及び共通仕様書1－22「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は計画工程表に記載するものとする。

種 別	項 目	備 考
整備効果資料作成	企画準備	
	現地踏査	
	整備効果資料作成A	
	整備効果資料作成B	
	経済波及効果分析B	
打合せ	打合せ	
報告書作成	報告書作成	

1－7－2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は共通仕様書1－22「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告をするとともに、共通仕様書様式第1－4号「調査等打合簿」に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書1－14－3「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いは受注者と監督員とで協議の上決定するものとする。

1－8 調査等打合簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書1－22「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後7日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後7日以内（休日等除く）に受注者へ返送するものとする。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 業務の内容

本業務は、供用中の関越自動車道（練馬IC～水上IC）、第三京浜道路（玉川IC～保土ヶ谷IC）・横浜新道（保土ヶ谷IC～終点、新保土ヶ谷IC～狩場IC）の開通に伴う効果について、データの収集、整理、分析、取りまとめ等を行い整備効果の資料作成を行うものである。

2-2 整備効果資料作成

2-2-1 企画準備

企画準備とは、本業務の内容を実施するにあたって、監督員と協議のもと、整備効果分析方針や取りまとめ内容等を具体化し、その進め方について立案するものである。

企画準備の検測数量は、(式)とする。

2-2-2 現地踏査

現地踏査とは、関越自動車道、第三京浜道路・横浜新道及び各々の周辺道路の利用状況、周辺施設の立地状況等、整備効果資料作成に必要な現地の状況を把握するものである。

現地踏査の検測数量は、(式)とする。

2-2-3 整備効果資料作成A

整備効果資料作成Aとは、供用中の関越自動車道の整備効果について、以下のデータ収集、整理、分析等を行い、整備効果資料の作成を行うものである。

整備効果資料作成Aの検測数量は、(式)とする。

(1) 交通動向

全国道路交通情勢調査、交通量資料（IC間断面交通量・IC出入交通量他）等から、関越自動車道や周辺道路の利用状況及びその変化に関するデータ収集・整理・分析を行い、グラフ等を作成する。

主な調査項目は下記のとおりとする。

主な調査項目
車種別交通量、車籍地、利用経路、平均トリップ長、地域間別交通量、旅行速度、渋滞状況、事故発生状況、主要施設（新幹線・空港・港湾・観光施設・医療機関等）へのアクセス時間、高速道路ネットワーク形成による変化など

(2) 社会・経済動向

国勢調査報告書、統計年鑑、陸運支局資料等から関越自動車道の沿道地域等における社会・経済指標に関するデータ収集、整理、分析を行い、グラフ等を作成する。

主な調査項目は下記のとおりとする。

主な調査項目
人口、地域計画・開発計画、総生産、土地利用、所得、税収、産業（農林水産業、商業、サービス業、製造業等）、就業者数、高速バス、自動車保有数、工場立地、住宅建設着工件数、観光、地価、開発事業者数、大型店舗出店数、物流など

（3）現地ヒアリング

関越自動車道の整備効果の発現が予期される沿線の産業経済団体・企業・自治体・医療消防機関等から開通効果等のヒアリングを実施し、得られた内容のとりまとめを行う。

実施にあたっては、ヒアリング実施計画書を作成するものとする。TEL・FAX等によるヒアリングを行い、その後、抽出した企業等へ訪問し、詳細なインタビューを行うものとする。ヒアリング規模については、以下のとおりとする。

- 1) TEL・FAX等のヒアリング回答入手数 : 50件
- 2) 企業等への詳細インタビュー回答入手数 : 20件

なお、件数について大幅な変更等を監督員が指示した場合は、その指示に従うものとし、それに要する費用については別途監督員と協議を行うものとする。

（4）聞き取りアンケート

関越自動車道の開通効果等に関する聞き取り式のアンケートを実施し、得られた内容の取りまとめを行う。

実施にあたっては、聞き取りアンケート実施計画書を作成するものとする。聞き取りアンケートは、その場で回答を得る直接方式とする。

実施箇所	調査時間	1箇所・回あたりの回答入手数
三芳パーキングエリア (上り線・下り線 計2箇所)	平日・休日(各1日)の 7~19時(12時間)	50件以上
上里サービスエリア (上り線・下り線 計2箇所)	平日・休日(各1日)の 7~19時(12時間)	50件以上
赤城高原サービスエリア (上り線・下り線 計2箇所)	平日・休日(各1日)の 7~19時(12時間)	50件以上

なお、件数について大幅な変更等を監督員が指示した場合は、その指示に従うものとし、それに要する費用については別途監督員と協議を行うものとする。

2-2-4 整備効果資料作成B

整備効果資料作成Bとは、供用中の第三京浜道路・横浜新道の整備効果について、以下のデータ収集、整理、分析等を行い、整備効果資料の作成を行うものである。

整備効果資料作成Bの検測数量は、(式)とする。

(1) 交通動向

全国道路交通情勢調査、交通量資料（IC間断面交通量・IC出入交通量他）等から、第三京浜道路・横浜新道や周辺道路の利用状況及びその変化に関するデータ収集・整理・分析を行い、グラフ等を作成する。

主な調査項目は下記のとおりとする。

主な調査項目
車種別交通量、車籍地、利用経路、平均トリップ長、地域間別交通量、旅行速度、渋滞状況、事故発生状況、主要施設（新幹線・空港・港湾・観光施設・医療機関等）へのアクセス時間、高速道路ネットワーク形成による変化など

(2) 社会・経済動向

国勢調査報告書、統計年鑑、陸運支局資料等から第三京浜道路・横浜新道の沿道地域等における社会・経済指標に関するデータ収集、整理、分析を行い、グラフ等を作成する。

主な調査項目は下記のとおりとする。

主な調査項目
人口、地域計画・開発計画、総生産、土地利用、所得、税収、産業（農林水産業、商業、サービス業、製造業等）、就業者数、高速バス、自動車保有数、工場立地、住宅建設着工件数、観光、地価、開発事業者数、大型店舗出店数、物流など

(3) 現地ヒアリング

第三京浜道路・横浜新道の整備効果の発現が予期される沿線の産業経済団体・企業・自治体・医療消防機関等から開通効果等のヒアリングを実施し、得られた内容のとりまとめを行う。

実施にあたっては、ヒアリング実施計画書を作成するものとする。TEL・FAX等によるヒアリングを行い、その後、抽出した企業等へ訪問し、詳細なインタビューを行うものとする。ヒアリング規模については、以下のとおりとする。

- 1) TEL・FAX等のヒアリング回答入手数 : 50件
- 2) 企業等への詳細インタビュー回答入手数 : 20件

なお、件数について大幅な変更等を監督員が指示した場合は、その指示に従うものとしそれに要する費用については別途監督員と協議を行うものとする。

(4) 聞き取りアンケート

第三京浜道路・横浜新道の開通効果等に関する聞き取り式のアンケートを実施し、得られた内容の取りまとめを行う。

実施にあたっては、聞き取りアンケート実施計画書を作成するものとする。聞き取りアンケートは、その場で回答を得る直接方式とする。

実施箇所	調査時間	1箇所・回あたりの回答入手数
都筑パーキングエリア (上り線 計1箇所)	平日・休日(各1日)の7~19時(12時間)	50件以上
保土ヶ谷パーキングエリア (下り線 計1箇所)	平日・休日(各1日)の7~19時(12時間)	50件以上
戸塚パーキングエリア (上り線・下り線 計2箇所)	平日・休日(各1日)の7~19時(12時間)	50件以上

なお、件数について大幅な変更等を監督員が指示した場合は、その指示に従うものとし、それに要する費用については別途監督員と協議を行うものとする。

2-2-5 経済波及効果分析B

経済波及効果分析Bとは、本特記仕様書2-2-4に示す第三京浜道路・横浜新道の整備効果を評価するため、既存の経済モデルを利用し、高速道路の整備による経済波及効果を算出・分析・整理するものである。

なお、経済波及効果算出にあたっての経済モデルは空間的応用一般均衡モデル(SCGE)とする。

経済波及効果分析Bの検測数量は、(式)とする。

種 別	道路名(区間)	備 考
経済波及効果分析B	第三京浜道路(玉川IC~保土ヶ谷IC) 横浜新道(保土ヶ谷IC~終点、新保土ヶ谷IC~狩場IC)	

2-2-6 交通費・日当・宿泊費(現地踏査)

交通費・日当・宿泊費(現地踏査)とは、整備効果資料作成の現地踏査実施にあたり必要となる交通費・日当・宿泊費のことをいう。

交通費・日当・宿泊費(現地踏査)の検測数量は、(式)とする。

2-2-7 交通費・日当・宿泊費(現地ヒアリング)

交通費・日当・宿泊費(現地ヒアリング)とは、整備効果資料作成の現地ヒアリングの実施にあたり必要となる交通費・日当・宿泊費のことをいう。

交通費・日当・宿泊費(現地ヒアリング)の検測数量は、(式)とする。

2-3 打合せ

2-3-1 打合せ

本業務における打合せの回数は10回を標準とし、履行状況により打合せ回数が増減し

ても、打合せ費用の変更は行わないものとする。

打合せの検測数量は、(式)とする。

2-3-2 交通費・日当・宿泊費（打合せ）

交通費・日当・宿泊費（打合せ）とは、打合せの実施にあたり必要となる交通費・日当・宿泊費のことをいう。

交通費・日当・宿泊費（打合せ）の検測数量は、(式)とする。

2-4 報告書作成

報告書作成とは、共通仕様書1-4-5「成果品」に基づき、本業務の成果品を作成することをいう。なお、報告書の部数及び仕様については、共通仕様書1-4-5-5「標準提出部数」の表によらず、下表のとおりとする。

項目	監督員	NEXCO 総研	仕様
報告書（紙）	1部	—	A4サイズ 表紙：黒色 文字：金文字
報告書（電子データ）	2部	1部	

2-5 補足事項

下記に示す事項については、本業務に追加する可能性があるので、監督員と緊密な連絡を取るとともに、これについて監督員の指示があった場合は、速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は別途監督員と協議を行うものとする。

（1）関東支社管内の整備効果検討